

届出の手引

産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業
廃止・変更届出
欠格要件に係る届出

新潟県環境局資源循環推進課

平成 23 年 3 月

平成 29 年 9 月

令和元年 12 月

令和 3 年 3 月

令和 4 年 4 月

令和 5 年 4 月一部改訂

令和 6 年 9 月一部改訂

令和 8 年 10 月一部改訂

本書で用いる用語の定義

法 … 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。

処理施設 … 中間処理施設又は最終処分場をいう。

処理施設等 … 処理施設その他の処分業の用に供する施設（特別管理産業廃棄物の処理施設にあつては必要な附帯設備を備えたもの）をいう。

事前協議 … 新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成 3 年 4 月 30 日新潟県告示第 1183 号）第 8 条に規定する事前協議をいう。

電子申請システム … 令和 4 年 4 月 1 日より運用を開始した「新潟県電子申請システム」をいう。

利用上の注意

- 1 この手引は、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の廃止、変更又は欠格要件に該当するに至った旨の届出の際に参考としていただくために作成したものです。
- 2 この手引は、届出の手続、必要書類及び留意事項等についての概要を説明しているものであり、届出に係る制度の全ての事項を記載しているものではありません。
- 3 この手引に記載した取扱いは、他の自治体の取扱いと異なる場合があります。新潟県に届け出る場合のみに御利用ください。
- 4 不明な点及び制度の詳細等については、最寄りの地域振興局健康福祉環境部環境センター、新潟県環境局資源循環推進課に御確認ください（17 ページ参照）。

目 次

1	届出の必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	届出方法等	
	(1) 届出期限・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 届出受付場所及び提出部数・・・・・・・・	4
3	届出書類の作成	
	(1) 廃止届出事項・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2) 変更届出事項・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(3) 欠格要件に係る届出事項・・・・・・・・	14
4	許可証の書換	
	(1) 許可証を書き換える変更の種類・・・・・・・・	16
	(2) 許可証の交付及び返納・・・・・・・・	16
5	担当窓口及び届出受付場所一覧・・・・・・・・	17

1 届出の必要な事項

(特別管理)産業廃棄物処理業(収集運搬業又は処分業)許可を受けている事業者は、次の表に掲げる事項について廃止・変更等があった場合は届出が必要です。

届出種類	届 出 事 項		ページ
廃止届出	事業の全部廃止		5
変更届出	ア	事業の一部廃止	5
	イ	氏名(個人の場合)又は名称(法人の場合)の変更	5～6
	ウ	住所、事務所又は事業場の所在地の変更	6
	エ	法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更 ただし、上記の者の次に掲げる事項の変更は届出不要です。 (ア) 氏名(婚姻等によるもの) (イ) 出資者等の名称(出資者等が法人の場合) (ウ) 役員又は使用人の役職(例:取締役 → 監査役) (代表者の変更を除く。) (エ) 住所 (オ) 本籍 (カ) 発行済株式の総数又は出資の額に対する出資者等の保有する株式の数又は出資の金額の割合が100分の5を挟まない変更	7
	オ	収集運搬車又は運搬船の変更(収集運搬業)	8
	カ	駐車場の変更(収集運搬業)	8～9
	キ	新潟市における、積替え許可有無の変更(収集運搬業)	9
	ク	処理施設の変更(処分業)	10～11
	ケ	積替え保管施設(収集運搬業)又は保管施設(処分業)の変更	12
	コ	その他事業の用に供する施設及び特別管理産業廃棄物にあつては必要な附帯設備の変更	13
	サ	特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。)の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の変更	13
欠格要件に係る届出	欠格要件に係る条項(→ 様式集 55 ページ)のいずれかに該当するに至った場合		14

注 次のア～ウに掲げる事項を伴う場合、事業範囲変更許可申請が必要です。この届出では変更できません。

ア 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類の追加(限定の解除を含む。)

イ 新たに積替え保管の許可を受ける場合(収集運搬業)

ウ 処分の方法の追加(処分業)

2 届出方法等

(1) 届出期限

届出の種別	届出期限
廃止届出	廃止の日から 10 日以内。
変更届出	変更の日から 10 日以内。 <u>ただし、法人において役員変更等が生じ、履歴事項全部証明書の添付が必要な場合には、変更の日から 30 日以内。</u>
欠格要件に係る届出	欠格要件に該当するに至った日から 2 週間以内。 <u>ただし、法第 7 条第 5 項第 4 号イに該当する場合には、該当するに至った後、遅滞なく。</u>

(2) 届出受付場所及び提出部数

次の表の受付場所へ届け出てください。郵送でも受け付けています^{注1}。また、車両・船舶のみの変更の場合、電子申請でも届出が可能です^{注2}。

届出先	届出者の 住所地 ^{注4}	受付場所 (→ 17 ページ)	提出部数 (届出者 控除く)
新潟県知事	新潟市以外の 県内	届出者の住所地 ^{注4} を担当する地域振興局健康福祉環境部環境センター（以下「環境センター」という。）	2 部 ^{注3}
	新潟市、県外	新潟県環境局資源循環推進課 産業廃棄物係	1 部

注1 受領印が押された届出者控の返送を希望する場合は、返信用封筒（返信先を記載し、必要な切手を貼付したもの）を同封してください。

注2 詳細は電子申請システムで「産業廃棄物処理業変更届」と検索し「（特別管理）産業廃棄物処理業変更届（収集運搬車又は運搬船の変更）」とある手続のページを参照してください。必要書類やシステム上の届出受付先は、書類での受付先と同じです。

注3 車両・船舶のみの変更を書類で提出する場合、提出部数は1部でも差し支えありません。

注4 個人にあっては住民票の住所、法人にあっては登記簿の本店又は主たる事務所の所在地になります。ただし、次の場合は、届出者の住所地にかかわらず、受付場所は次の表によります。

区 分				受付場所 (→ 17 ページ)
ア	新潟県の処分業許可を受けている。	処理施設等に係る変更	あり	変更に係る処理施設等の設置（係留）場所を担当する環境センター※
			なし	主たる処理施設の設置（係留）場所を担当する環境センター※
イ	アに該当する場合を除く。 ・ 収集運搬業（積替え・保管を含む。）の許可を受けている。			主たる積替え保管施設の設置場所を担当する環境センター

※ 変更に係る処理施設等又は主たる処理施設が移動式中間処理施設であって、その係留場所が新潟市又は県外である場合、当該処理施設に係る事前協議を行った環境センター

3 届出書類の作成

- ・ 届出書類は、次の表の記載順に綴じてください（→注1 同時に2件届け出る場合の添付書類（14 ページ））。
- ・ 届出後であっても、届出書類の補正をお願いする場合があります。
- ・ 届出の内容により、許可証を書き換えて再交付します（→ 16 ページ）。

（1）廃止届出事項（事業の全部廃止）

書 類	留 意 事 項	様式集ページ	確認欄
産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十一号）	・ 氏名、名称、住所等は略さずに記載し、許可証と一致していること。 ・ 廃止の理由を記載すること。	11	-----
特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）		21	
許可証（原本）			

（2）変更届出事項

ア 事業の一部廃止

書 類	留 意 事 項	様式集ページ	確認欄
産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十一号）	・ 氏名、名称、住所等は略さずに記載し、許可証と一致していること。 ・ 一部廃止の理由を記載すること。	11	-----
特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）		21	
許可証の写し	・ <u>全ての面</u>の写しを添付すること。		

イ 氏名（個人の場合）又は名称（法人の場合）の変更

書 類	留 意 事 項	又は様式集ページ 交付機関	確認欄
産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十一号）	・ 氏名、名称、住所等は略さずに記載し、添付書類と一致していること。	11	-----
特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）		21	
許可証の写し	・ <u>全ての面</u>の写しを添付すること。		

届出者が個人である場合	住民票の写し（ <u>本籍の記載のあるもの</u> ） ※外国人の場合は国籍等の記載があるもの	→注3 公的書類の有効期間（14 ページ）	市区町村	
	登記されていないことの証明書（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）等	→注3 公的書類の有効期間（14 ページ） →注4 登記されていないことの証明書等（14 ページ）	法務局	
届出者が法人である場合	定款又は寄附行為（ <u>現行の定款又は寄附行為と相違ない旨の証明をしたもの</u> ）			
	履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）	→注3 公的書類の有効期間（14 ページ）	法務局	

ウ 住所、事務所又は事業場の所在地の変更

書 類		留 意 事 項	又は様式集ページ 又は交付機関	確認欄
産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十一号）		・ 氏名、名称、住所等は略さずに記載し、添付書類と一致していること。	11	----- 21
特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）				
許可証の写し		・ 支店又は従たる事務所の変更の場合、添付不要 ・ <u>全ての面</u> の写しを添付すること。		
付近の見取図		・ 住宅地図の写しでも可 ・ 事務所又は事業場の位置を表示すること。		
届出者が個人である場合	住民票の写し（ <u>本籍の記載のあるもの</u> ）※外国人の場合は国籍等の記載があるもの	・ 事業場の所在地の変更の場合、添付不要 →注3 公的書類の有効期間（14 ページ）	市区町村	
届出者が法人である場合	履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）	・ 事務所及び事業場の所在地の変更の場合、添付不要 →注3 公的書類の有効期間（14 ページ）	法務局	

エ 法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更（→注5 役員、出資者等、使用人（14 ページ））

書 類			留 意 事 項	又は様式集ページ 交付機関	確認欄
産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十一号）			・ 氏名、名称、住所等は略さずに記載し、添付書類と一致していること。	11	----- 21
特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）					
許可証の写し			・ 代表者に変更のある場合、添付すること。 ・ <u>全ての面</u> の写しを添付すること。		
法定代理人、役員、出資者等又は使用人の変更を記載した書類（県様式第 10 号）			・ 変更のない法定代理人、役員、出資者等又は使用人も記載すること。	50 ～ 51	
届出者が個人である場合	新任の法定代理人又は使用人に係る者のみ	住民票の写し（ <u>本籍の記載のあるもの</u> ）※外国人の場合は国籍等の記載があるもの	→注 3 公的書類の有効期間（14 ページ） →注 4 登記されていないことの証明書等（14 ページ）	市区町村	
		登記されていないことの証明書（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）等		法務局	
届出者が法人である場合	履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）		・ <u>商業・法人登記されている役員に変更のある場合</u> 、添付すること。 →注 3 公的書類の有効期間（14 ページ）	法務局	
	新任の役員若しくは出資者等に係る者のみ	住民票の写し（ <u>本籍の記載のあるもの</u> ）※外国人の場合は国籍等の記載があるもの	・ 既に役員（出資者等）であった者が新たに 出資者等（役員）となった場合は、住民票の写し及び登記されていないことの証明書等の添付は不要 →注 3 公的書類の有効期間（14 ページ） →注 4 登記されていないことの証明書等（14 ページ）	市区町村	
		登記されていないことの証明書（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）等		法務局	
		法人である出資者等の登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本）		法務局	
使用人証明書（県様式第 3 号）			・ 新任の使用人がいる場合、添付すること。	35	

オ 収集運搬車又は運搬船の変更（収集運搬業）

書 類			留 意 事 項	様式集ページ	確認欄
産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十一号）			・ 氏名、名称、住所等は略さずに記載し、添付書類と一致していること。	11	----- 21
特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）					
収集運搬車・運搬船、駐車場の変更を記載した書類（県様式第 11 号（第 1 面））			・ 変更のない収集運搬車・運搬船についても最新の情報を記載すること。	52	
追加した収集運搬車・運搬船に係るもののみ	自動車検査証記録事項（電子車検査証でない場合は自動車検査証）・船舶検査証書の写し		・ 有効期間内であること。 ・ 県様式第 11 号の内容と相違ないことが確認できるものであること。		
	感染性産業廃棄物を収集運搬する場合	保冷車であることが確認できる書類	・ 保冷車であることが確認できない場合、性状の変化を防止するための設備又は措置が確認できる書類を添付すること。		
	写真（全国様式第 6 面）		→注 6 収集運搬車・運搬船の写真（15 ページ）	27	
	収集運搬車・運搬船の賃貸借契約書等の写し又は車両等施設使用承諾書（県様式第 5 号）		・ 届出者が自動車検査証記録事項（電子検査証でない場合は自動車検査証）上の所有者若しくは使用者、又は船舶検査証書上の所有者でない場合、添付すること。	38	

カ 駐車場の変更（収集運搬業）

書 類		留 意 事 項	又は様式集ページ 交付機関	確認欄
産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十一号）		・ 氏名、名称、住所等は略さずに記載し、添付書類と一致していること。	11	-----
----- 特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）			21	
収集運搬車・運搬船、駐車場の変更を記載した書類（県様式第 11 号（第 2 面））		・ 変更のない駐車場も記載すること。	53	
駐した 場	付近の見取図	・ 住宅地図の写しでも可 ・ 駐車場の位置を表示すること。		

	地図若しくは地図に準ずる図面（公図）又は建物所在図若しくは建物図面の写し	・ 駐車場の位置及び写真の撮影方向を表示すること。 →注3 公的書類の有効期間（14 ページ） →注7 登記済建物内における駐車等（15 ページ）	法務局	
追加・変更した駐車場に係るもののみ	写真（県様式第6号）	・ 駐車場全景がわかるもの ・ 駐車場の位置を表示すること。	39	
	土地又は建物の登記事項証明書	→注3 公的書類の有効期間（14 ページ） →注7 登記済建物内における設置等（15 ページ） →注8 他法令等による土地利用規制（15 ページ）	法務局	
	土地又は建物の賃貸借契約書等の写し又は土地・建物使用承諾書（県様式第7号）	・ 届出者が登記簿上の土地又は建物の所有者でない場合、添付すること。 ・ 土地又は建物の使用目的が記載されていること。 →注7 登記済建物内における設置等（15 ページ）	40	

キ 新潟市における、積替え許可有無の変更(収集運搬業)

書 類	留 意 事 項	様式集ページ	確認欄
産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十一号）	・ 氏名、名称、住所等は略さずに記載し、許可証と一致していること。	11	
特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）		21	
新潟市の許可証の写し（新たに積替え許可を受けた場合のみ）	・ <u>全ての面</u>の写しを添付すること。		
新潟県の許可証の写し	・ <u>全ての面</u>の写しを添付すること。		

ク 処理施設の変更（処分業）（→注9ア、イ 事業範囲変更許可申請事項（15 ページ））

書 類	留 意 事 項	又は様式集ページ 交付機関	確認欄
産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十一号）	・ 氏名、名称、住所等は略さずに記載し、添付書類と一致しているこ	11	

特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）		と。	21	
許可証の写し		・ <u>全ての面</u> の写しを添付すること。		
追加・変更した処理施設に係るもののみ	事業計画の概要を記載した書類（県様式第8号（第2面又は第4面））		42 44	
	処分後の（特別管理）産業廃棄物の処理方法を記載した書類（県様式第9号）	・ 最終処分を事業として行う場合、当該処分を行う（特別管理）産業廃棄物については省略可	46	
	予定運搬先の処分業許可証の写し	・ 中間処理産業廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合、添付すること。また、必要に応じてその他の書類を求めることあり。		
	売買契約書の写し、使用実績記載のパンフレットなど	・ 処分後の物が再生製品になる場合、添付すること。		
	事前協議完了通知書の写し	・ 事前協議対象外の変更の場合、添付不要		
	法第15条第1項の許可を受けた処理施設 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し 産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書の写し	・ 事前協議対象外の変更の場合、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第二十三号）の写しを添付すること。		
	上記以外	・ 工事完了確認検査結果通知書の写し		
	処理施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	→注2 添付書類の省略（14ページ）		
	処理施設の所有権又は使用権原を有することを証する書面	・ 引渡証明書、売買契約書及び領収書、償却資産課税台帳の登録事項証明書等		
	処理施設の賃貸借契約書等の写し又は車両等施設使用承諾書（県様式第5号）	・ 届出者が処理施設の <u>所有者でない</u> 場合、添付すること。	38	
	付近の見取図	・ 住宅地図の写しでも可 ・ 処理施設の位置を表示すること。 →注2 添付書類の省略（14ページ）		
	地図若しくは地図に準ずる図面（公図）又は建物所在図若しくは建物図面の写し	・ 処理施設及び掲示板の位置並びに写真の撮影方向を表示すること。 →注7 登記済建物内における設置等（15ページ）		法務局
	写真（県様式第6号）	・ 処理施設全景がわかるもの ・ 処理施設の掲示板（記載事項が確認できるもの）	39	

	土地又は建物の登記事項証明書	→注3 公的書類の有効期間 (14 ページ) →注7 登記済建物内における設置等 (15 ページ) →注8 他法令等による土地利用規制 (15 ページ)	法務局	
	土地又は建物の賃貸借契約書等の写し又は土地・建物使用承諾書 (県様式第7号)	・ 届出者が登記簿上の土地又は建物の所有者でない場合、添付すること。 ・ 土地又は建物の使用目的が記載されていること。 →注7 登記済建物内における設置等 (15 ページ)	40	
	移動式中間処理施設の係留場所を管轄する都道府県知事等の産業廃棄物処分業許可証の写し	・ 移動式中間処理施設であって、その係留場所が新潟市又は県外である場合、添付すること。		

ケ 積替え保管施設（収集運搬業）又は保管施設（処分業）の変更（→注 9 ア，ウ
事業範囲変更許可申請事項（15 ページ））

書 類		留 意 事 項	又は様式集ページ 交付機関	確認欄
産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十一号）		・ 氏名、名称、住所等は略さずに記載し、添付書類と一致していること。	11	----- 21
特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）				
積替え保管施設のみ	許可証の写し	・ <u>全ての面</u> の写しを添付すること。		
追加・変更した積替え保管施設又は保管施設に係るもののみ	積替え保管施設の内容に関する書類（県様式第4号（第1面））又は事業計画の概要を記載した書類（県様式第8号（第3面））		36 43	
	付近の見取図	・ 住宅地図の写しでも可 ・ 施設の位置を表示すること。 →注2 添付書類の省略（14ページ）		
	地図若しくは地図に準ずる図面（公図）又は建物所在図若しくは建物図面の写し	・ 施設及び掲示板の位置並びに写真の撮影方向を表示すること。 →注7 登記済建物内における設置等（15ページ）	法務局	
	施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	・ 容器保管する場合、容器の構造図等を併せて添付すること。 →注2 添付書類の省略（14ページ）		
	写真（県様式第6号）	・ 施設（容器保管は容器を含む。） ・ 掲示板（記載事項が確認できるものの）	39	
	土地又は建物の登記事項証明書	→注3 公的書類の有効期間（14ページ） →注7 登記済建物内における設置等（15ページ） →注8 他法令等による土地利用規制（15ページ）	法務局	
	土地又は建物の賃貸借契約書等の写し又は土地・建物使用承諾書（県様式第7号）	・ 届出者が登記簿上の土地又は建物の <u>所有者でない場合</u> 、添付すること。 ・ 土地又は建物の使用目的が記載されていること。 →注7 登記済建物内における設置等（15ページ）	40	
	保管上限の算出根拠	→注2 添付書類の省略（14ページ）		
最大積上げ高さの算出根拠		・ 屋外で容器を用いずに保管する場合、添付すること。 →注2 添付書類の省略（14ページ）		

コ その他事業の用に供する施設及び特別管理産業廃棄物処分業にあっては必要な附帯設備の変更

書 類		留 意 事 項	様式集ページ	確認欄
	産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十一号）	氏名、名称、住所等は略さずに記載し、添付書類と一致していること。	11	
	特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）		21	
追加・変更した施設・附帯設備に係るもののみ	積替え保管施設の内容に関する書類（県様式第4号（第2面））又は事業計画の概要を記載した書類（県様式第8号（第5面））		37 45	
	施設又は附帯設備の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書			
	当該特別管理産業廃棄物の分析を行う設備の概要を記載した書類	感染性産業廃棄物及び廃石綿等の処分を事業として行う場合を除く。		
	写真（県様式第6号）	施設又は附帯設備の全景がわかるもの	39	
	施設又は附帯設備の所有権又は使用权原を有することを証する書面	引渡証明書、売買契約書及び領収書、償却資産課税台帳の登録事項証明書等		
	施設又は附帯設備の賃貸借契約書等の写し又は車両等施設使用承諾書（県様式第5号）	届出者が施設又は附帯設備の<u>所有者でない場合</u>、添付すること。	38	

サ 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者の変更

書 類		留 意 事 項	様式集ページ	確認欄
特別管理産業廃棄物処理業廃止変更届出書（様式第十七号）		氏名、名称、住所等は略さずに記載し、添付書類と一致していること。	21	
分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類		→注10 分析を行う者の資格及び経験（15ページ）		

(3) 欠格要件に係る届出事項

書 類	留 意 事 項	様式集ページ	確認欄
産業廃棄物処理業の欠格要件に係る届出書 (第 23 号様式)	氏名、名称、住所等は略さずに記載し、添付書類と一致していること。	54	
----- 特別管理産業廃棄物処理業の欠格要件に係る届出書 (第 24 号様式)		55 56 57	
欠格要件に該当するに至った具体的事実が分かる書類	判決文の写し、取消通知書の写し等		

注 1 同時に 2 件届け出る場合の添付書類

同時に 2 件（産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業）届け出る場合、共通する添付書類はいずれか 1 件に添付し、他の届出書類には添付書類に係る申立書（県様式第 1 号、様式集 32 ページ）を添付します。

注 2 添付書類の省略

法第 15 条第 1 項の許可を受けた処理施設等である場合は、処理施設の構造図等を省略できます。

注 3 公的書類の有効期間

公的書類は、届出日前 3 か月以内に発行されたもので、**原本**に限ります。

注 4 登記されていないことの証明書等

登記されていないことの証明書（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）を法務局へ証明申請する際、「証明事項」欄については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」をチェックしてください。なお、窓口請求は新潟地方法務局、郵送請求は東京法務局のみの取扱いとなっています。

登記されていないことの証明書のほかには、精神の機能の障害の有無を判断することのできる「医師の診断書」又は「認知症に関する試験結果」等の添付でも差し支えありません。

注 5 役員、出資者等、使用人

ア 役員

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（監査役、評議員、理事、監事等）と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

イ 出資者等

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者をいう。

ウ 使用人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 6 条の 10 に規定する使用人をいう。

（参考）令第 6 条の 10（令第 4 条の 7）

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

注 6 収集運搬車・運搬船の写真

- ・ 収集運搬車の場合、車両の前面（真正面）、前面の自動車登録（車両）番号標（ナンバープレート）、車両の側面（真横から車両全体が確認できること）及び側面の表示※の記載事項が確認できるよう撮影してください。
 - ・ 運搬船の場合、全容、船名及び表示※の記載事項が確認できるよう撮影してください。
- ※ 産業廃棄物収集運搬車（運搬船）である旨、氏名又は名称及び許可番号（下6桁）

注 7 登記済建物内における駐車等

登記された建物内で駐車、又は積替え保管する場合、土地の登記及び賃貸関係を示す書類と建物の登記及び賃貸関係を示す書類を添付してください。

注 8 他法令等による土地利用規制

他法令等（都市計画法、農地法等）の規定により土地利用が規制されている場合は、（特別管理）産業廃棄物処理業の用に供することができるよう、必要な手続きをしてください。
（例：土地の地目が田又は畑の場合、農地法の規定による農地転用の手続が必要）

注 9 事業範囲変更許可申請事項

次のア～ウに掲げる事項を伴う場合、事業範囲変更許可申請が必要です。この届出では変更できません。

- ア 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類の追加（限定の解除を含む。）
- イ 処分の方法の追加（処分業）
- ウ 新たに積替え保管の許可を受ける場合（収集運搬業）

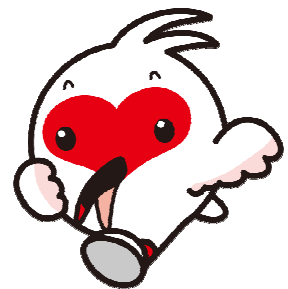
注 10 分析を行う者の資格及び経験

ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

イ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

ウ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者

エ ア、イ又はウに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者



4 許可証の書換

(1) 許可証を書き換える変更の種類

- 次の表に掲げる事項については、許可証を書き換えて再交付します。

収集運搬業・ 処分業共通	- 事業の一部廃止 - 氏名の変更（個人の場合） - 名称及び代表者の氏名の変更（法人の場合） - 住所の変更
収集運搬業	積替え保管施設の変更
処分業	処理施設又は移動式中間処理施設にあってはその係留場所の変更

- 住居表示の変更に係る届出は不要です。更新又は変更の許可申請時に書き換えます。
許可申請時以外での住居表示の変更に係る書換を希望する場合は、住所又は事務所の所在地の変更に係る届出（→ 6 ページ）を提出してください（付近の見取図は添付不要）。

(2) 許可証の交付及び返納

- 許可証の書換交付には2 か月かかる場合があります。
各担当窓口で許可証の交付を受ける場合は、現在の許可証と交換で新たな許可証を交付します。
許可証の郵送を希望する場合は、送付先を記載し、390 円分の切手を貼付したA4判サイズの紙の入る封筒等を届出時に提出してください。また、新たな許可証の受領後、速やかに現在の許可証を郵送により返納してください。



5 担当窓口及び許可申請受付場所一覧

【新潟県用】

担 当 窓 口 許可申請受付場所	所 在 地	電話番号 (FAX)	担 当 地 域
新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	0254-26-9139 (0254-26-6800)	新発田市、村上市、 五泉市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町、 阿賀町、関川村、 粟島浦村
三条地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒955-0046 三 条 市 興 野 1-13-45	0256-36-2234 (0256-36-2235)	三条市、加茂市、 燕市、弥彦村、 田上町
長岡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒940-0857 長 岡 市 沖 田 2-173-2	0258-38-2532 (0258-38-2671)	長岡市、柏崎市、 小千谷市、見附市、 出雲崎町、刈羽村
南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒949-6680 南魚沼市六日 町 620-2	025-772-8154 (025-772-8155)	十日町市、魚沼市、 南魚沼市、湯沢町、 津南町
上越地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒943-0807 上越市春日山 町 3-8-34	025-524-4237 (025-524-6998)	上越市、妙高市、 糸魚川市
佐渡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	〒952-1555 佐渡市相川二 町目浜町 20-1	0259-74-3428 (0259-74-4563)	佐渡市
新潟県環境局 資源循環推進課 産業廃棄物係	〒950-8570 新潟市中央区 新光町 4-1	025-280-5780 (025-280-5740)	新潟市、県外

※【参考】新潟市長許可に関する申請・届出等については、下記にお問い合わせください。

新潟市環境部 廃棄物対策課	〒951-8550 新潟市中央区学校 町通 1 番町 602 番 地 1	025-226-1411 (025-230-0465)	
------------------	---	--------------------------------	--

新潟市ホームページ

https://www.city.niigata.lg.jp/smph/kurashi/gomi/jigyousha/sanpai_home/index.html